

大樹町航空宇宙産業集積促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 大樹町航空宇宙産業集積促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大樹町補助金等交付要綱（平成15年訓令第15号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、大樹町内に拠点を置き、航空宇宙産業に関連する事業を行う者に対し補助することにより、航空宇宙産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、本町における宇宙のまちづくりを加速させることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、大樹町内に事務所を置き、次条の補助対象事業を実施する事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 町税及び町の各使用料等を完納できていない者
- (2) 町長が不適當であると認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、航空宇宙産業に関連する事業（航空宇宙産業に関連する機器の試験・研究・開発・製造、施設の整備等）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除く。

- (1) 宗教的、政治的活動を目的とした事業である場合
- (2) 構成員のみを対象とする事業である場合

(事業計画書等の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、事業計画書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(認定対象事業の審査及び認定の決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、補助金を交付することが適當であると認める事業（以下「認定事業」という。）を決定するものとし、その結果を速やかに当該申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 町長は、前条の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
- (4) 町長が不適當であると認めた場合

第8条 町長は、第6条に規定する認定事業について、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

を活用し、企業から寄附を募ることとする。

(補助対象経費)

第9条 補助金の対象経費は、原則として、第4条に定める補助対象事業にかかる投資又は活動経費とする。

(補助金の交付申請)

第10条 認定者が補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第3条第1項に規定する補助金等交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、事業計画書(様式第1号)とする。

(補助金等の交付の決定)

第11条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をし、若しくは経費の使用法その他補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第12条 交付要綱第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定者は、補助事業の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を町長に提出し、その承認を受けること。

(2) 認定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を記載した書類を町長に提出し、その指示を受けること。

(補助金の交付額等)

第13条 町長は、認定者に対して、第8条に規定する企業版ふるさと納税の寄附金を限度額とし、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第14条 認定者は、補助事業が完了したときは、交付要綱第14条に規定する補助事業等実績報告書に町長の定める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は補助事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する書類は、事業報告書(様式第3号)とする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第15条 認定者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。